

福祉手当支給、福祉医療費 助成制度などのあらし

福祉の増進を図るため各種の手当の支給や医療費の助成などの制度があります。その概要は次のとおりです。
 受給資格があっても、申請の手続きをしないと手当ての支給や医療費の助成などが受けられません。
 ※制度の内容・手続きなど詳細は各担当課までお問合せください。

福祉関係医療一覧

(医療費は保険診療分に限ります)

対象	種類	対象となる人	助成の内容と手続き	受給者証期限	申請に必要な物	
■ 国保医療課 医療係 ☎95-0151						
子ども・母子・母子家庭対象	子ども医療	中学校3年生までの子ども	医療費の自己負担分の全額を助成 ○県内の医療機関被保険者証に、各医療制度の受給者証を添えて、窓口へ提出 ○県外の医療機関医療費の自己負担分は医療機関の窓口で支払い、領収書を添えて市へ還付請求	15歳到達年度末まで	①②	
	母子家庭等医療	①母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその父または母 ②18歳未満の子どもがいる、父または母に障がい(身障1～2級程度)がある場合 ③父母のいない18歳未満の児童 ※「18歳未満」とは18歳到達年度末までです。		毎年8月1日～翌年7月31日まで	①②③	
後期高齢者医療の被保険者対象	後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者で、次のいずれかに該当する人 ①障がい者、戦傷病者、精神障害者医療および母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 ②市民税の非課税世帯で3か月以上のねたきりか認知症の人またはひとり暮らしの人など	医療費の自己負担分の全額を助成 ○県内の医療機関被保険者証に、各医療制度の受給者証を添えて、窓口へ提出 ○県外の医療機関医療費の自己負担分は医療機関の窓口で支払い、領収書を添えて市へ還付請求	毎年8月1日～翌年7月31日まで (障害者医療資格者はおおむね3年更新。精神障害者医療資格者は手帳の有効期間)	②⑦⑧⑩⑫⑬ (これに加え、個々の場合に 応じ③～⑦が必要)	
障がい者対象	戦傷病者医療	戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳所持者で、各種健康保険に加入しており、他の医療助成を受けていない人(所得制限あり)	(注)…助成される医療費は自立支援医療(精神通院)で指定した医療機関等でかかるものに限ります。	毎年8月1日～翌年7月31日まで	①②③⑦	
	障害者医療	①身障1～3級、4級の腎臓機能障害および4～6級の進行性筋萎縮症の人 ②療育手帳A・B判定の人 ③自閉症状群と診断された人		おおむね3年で更新	①②④⑤	
	精神障害者医療	通院	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、健康保険に加入しており、措置入院や他の医療助成を受けていない人		手帳の有効期間	①②⑪
		入院	自立支援医療受給者証(精神通院)を交付されている人(注) 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、健康保険に加入しており、措置入院や他の医療助成を受けていない人 精神保健福祉法第5条該当者で精神病治療のため入院する人	医療費の自己負担分の1/2を助成。 ○申請についてご案内しますので、入院予定または緊急入院となった時点で、必ず国保医療課にご連絡ください。 ※土・日曜日、祝日に緊急入院となった場合、入院日以降の市役所開庁日にご連絡ください。	自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間 手帳の有効期間	①②⑬ ①②⑪ ①②⑥⑧⑨⑬
■ 福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118						
障がい者対象	自立支援医療(更生医療)	身障手帳所持者または手帳同時申請者で、人工透析、心臓手術、人工関節手術、肝臓移植等、確実な治療効果が見込まれる医療を必要とする人	医療費自己負担分が原則1割になります。障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。 ○1年ごとに更新が必要です。	医療内容によります	①②③④⑫⑬	
	自立支援医療(育成医療)	身体の障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる満18歳未満の児童(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)	医療費自己負担分が原則1割になります。障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。 ○医療内容により異なりますが、原則として3か月ごとに更新が必要です。	医療内容によります	①②③④⑬	
	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患の治療を必要とする人	医療機関、薬局等を一箇所ずつ指定し、その医療機関等でかかる医療費自己負担分が原則1割になります。精神障害者医療と併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。 ○1年ごとに更新が必要です。	原則判定から1年	①②③⑥⑫⑬	

申請に必要なもの

- ①被保険者証(または組合員証) ②印鑑 ③所得証明書(転入者のみ) ④身体障害者手帳または療育手帳
 ⑤自閉症群と診断された場合は診断書 ⑥精神科医師の診断書 ⑦戦傷病者手帳 ⑧本人名義の通帳
 ⑨領収書 ⑩各種福祉医療証 ⑪精神障害者保健福祉手帳 ⑫後期高齢者医療被保険者証 ⑬その他関係書類

福祉手当一覽

対象	種類	対象となる人	手当の額	支給月	申請に必要な物
子ども課 児童家庭係 ☎95-0120					
子ども・母子・父子家庭等対象	児童手当 (国の制度)	中学校卒業まで(15歳到達年度末まで)の児童を監護養育している人	3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 月額10,000円 (第3子以降は月額15,000円) 中学生 月額10,000円 特例給付(所得制限超過者) 月額5,000円	6月10日 10月9日 2月10日	①②③④ ※
	遺児手当 (県・市の制度)	父または母が離婚などでいないか、父または母が一定以上の障がい状態にあり、児童(18歳到達年度末まで)を監護養育している人	遺児1人につき ※併給可能 (県) [1~3年目]月額4,350円 [4~5年目]月額2,175円 (市)月額2,400円	(県)4月24日・8月25日・12月25日 (市)4月10日・8月11日・12月11日	①②④⑤ ⑥ ※県のみ③
	児童扶養手当 (国の制度)	父または母が離婚などでいないか、父または母が一定以上の障がい状態にあり、児童(18歳到達年度末まで)を監護養育している人	児童1人 月額9,910円~42,000円 ※所得により手当額が異なります。 児童2人目 5,000円加算 児童3人目以降 1人増すごとに3,000円加算	4月10日 8月11日 12月11日	①②③④ ⑤⑥※
福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118					
障がい者対象	特別児童扶養手当 (国の制度)	療育手帳A~B程度、身障手帳1~3級(4級の一部を含む)程度の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている人(施設入所児を除く)	1級 月額51,100円 2級 月額34,030円	4月11日 8月11日 11月11日	①②③⑤ ⑥⑦※
	障害児福祉手当 (国・県の制度)	20歳未満で精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を要する人(施設入所児を除く)	A種 月額21,380円 B種 月額15,630円	5月9日 8月10日 11月10日 2月10日	①②③⑤ ⑥⑦※
	特別障害者手当 (国・県の制度)	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を要する人(継続して3か月以上入院の人、施設入所者を除く)	A種 月額33,470円 B種 月額27,670円		
	在宅重度障害者手当 (県の制度)	身障手帳1~2級の人、療育手帳A判定(IQ35以下)の人、および身障手帳3級かつ療育手帳A判定(IQ50以下)の人(継続して3か月以上入院の人、施設入所者および65歳以上で新たに障がい者となった人を除く)	1種 月額15,500円 2種 月額6,750円	4月25日 8月25日 12月25日	①②③⑥ ⑦※
	心身障害者扶助料	市内在住で、障害者手帳を初めて交付された時の年齢が65歳未満であって、身体障害者手帳1~6級、療育手帳A~C判定または精神障害者保健福祉手帳1~3級の人(所得制限があります。)	【H27.7まで】 身障1・2級 療育A 精神1級 月額3,800円 身障3・4級 療育B 精神2級 月額2,200円 身障5級 月額1,600円 身障6級 療育C 精神3級 月額1,100円 【H27.8から】 身障1・2級 療育A 精神1級 月額4,000円 身障3級 療育B 精神2級 月額3,000円 身障4級 月額2,500円 身障5・6級 療育C 精神3級 月額2,000円	3月末日 9月末日	①②③⑥ ⑦※
被爆者対象	被爆者見舞金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている人(毎年度の6月1日において、知立市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に登録されている人)	年額10,000円	6月(申請初年度は、支給決定日の属する月の翌月)	①②⑧
特定疾患対象	特定疾患見舞金	愛知県知事から「特定疾患医療給付事業受給者票」の交付を受けている人(毎年度10月1日において、知立市に引き続き6か月以上居住し、住民基本台帳に登録されている人で、知立市中心身障害者扶助料の受給資格者でない人)	年額10,000円	11月末までに支給決定された人は12月、12月以降支給決定された人は支給決定日の属する月の翌月	①②⑨ (受付期間10月1日~3月31日)毎年度申請が必要です。
障がい者対象	外国人福祉手当	昭和57年1月1日の時点で満20歳以上であって外国人登録法の規定により登録されていた人で、申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている重度障がい者(公的年金を受給していないこと)	重度障がい者 月額20,000円	3月末日 9月末日	①②③⑥ ⑦
高齢者対象	外国人福祉手当	大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日の時点で外国人登録法の規定により登録されていた人で、申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている人(公的年金を受給していないこと)	月額10,000円	3月末日 9月末日	①②③⑥

申請に必要なもの ①印鑑 ②預金通帳 ③所得証明書(転入者のみ) ④健康保険証の写し ⑤戸籍謄本、世帯全員の住民票
※所得制限あり ⑥その他の関係書類 ⑦身体障害者手帳、療育手帳 ⑧被爆者健康手帳 ⑨特定医療費受給者証(指定難病)